

足立区生活環境の保全に関する条例施行規則を公布する。

平成24年11月30日

足立区長 近藤 弥生

足立区規則第76号

## 足立区生活環境の保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区生活環境の保全に関する条例(平成24年足立区条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

2 条例第2条第3号に規定する健康を害し、生活環境に著しい障害を及ぼし、又はそのおそれがある状態とは、土地等が廃棄物や雑草又は樹木に覆われているなどの状況で、かつ、次に掲げる状態が生じていると認められる状態をいう。

(1) ごきぶり、はえ、その他の害虫又はねずみが発生している状態

(2) 廃棄物に起因する臭気が発生している状態

(3) 放火等の温床となるおそれがある状態

(4) その他、区長が周辺的生活環境に著しい障害を及ぼすと認める状態

(指導書)

第3条 条例第6条第1項の規定による指導は、指導書により行うものとする。

(勧告書)

第4条 条例第6条第2項の規定による勧告は、勧告書により行うもの

とする。

( 命令書 )

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規定による命令は、命令書により行うものとする。

( 公表 )

第 6 条 条例第 8 条の規定による公表は、次に掲げる事項により行うものとする。

( 1 ) 命令に従わない者の住所及び氏名又は法人の所在地及び法人名

( 2 ) 命令の対象である土地等の所在地

( 3 ) 命令の内容

2 区長は、前項に規定する公表を行おうとするときは、当該公表の対象となる者に対し、公表前弁明機会通知書により、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。

( 委託の実施 )

第 7 条 条例第 1 0 条の規定に基づく委託は、所有者等からの申出に基づき、区が不良な状態の解消を受託して行うものとする。

( 費用 )

第 8 条 条例第 1 0 条の規定に基づき、不良な状態の解消を委託しようとする者は、当該委託が受託された後に、委託料を納入しなければならない。

2 前項の規定による委託料は、不良な状態の解消に要する費用の額とする。この場合において、雑草の除去に要する委託料については、区長が別に定め告示する。

( 支援の実施 )

第 9 条 条例第 1 1 条第 1 項の規定に基づく支援は、次に掲げるものとする。

( 1 ) 所有者等の同意に基づく、区による不良な状態の解消

( 2 ) 不良な状態の解消に関し区に協力する団体等に対する支援  
( 審議会の委員 )

第 1 0 条 条例第 1 3 条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- ( 1 ) 弁護士 1 人
- ( 2 ) 医師 1 人
- ( 3 ) 学識経験者 1 人
- ( 4 ) 足立区町会・自治会連合会役員 1 人
- ( 5 ) 足立区民生・児童委員役員 1 人
- ( 6 ) まちづくり推進委員 1 人
- ( 7 ) 社会福祉協議会職員 1 人
- ( 8 ) 区職員 6 人以内

2 前項第 4 号から第 6 号までに規定する者にあつては、その者が属する団体の代表者の推薦を受けた者を委嘱するものとする。

( 幹事 )

第 1 1 条 条例第 1 3 条に規定する委員を補佐するために、審議会には幹事若干人を置くことができる。

( 公開 )

第 1 2 条 審議会の会議は、審議会が審議に支障がないと認めた場合を除き、公開しない。

( 審議会の議事録 )

第 1 3 条 会長は、議事録を作成し、これを保管しなければならない。

( 様式 )

第 1 4 条 条例及びこの規則における書類の様式は、別に定める。

( 庶務 )

第 1 5 条 審議会の庶務は、環境部副参事 ( 生活環境調整担当 ) において処理する。

( 委任 )

第 16 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

( あき地の管理の適正化に関する条例施行規則の廃止 )

2 あき地の管理の適正化に関する条例施行規則 ( 昭和 45 年足立区規則第 32 号 ) は、廃止する。